

令和年 7 第 423 回信濃町議会定例会 2 月会議 会議録（3 日目）

（令和 7 年 2 月 19 日 午後 2 時 45 分）

●議長（佐藤武雄） 休憩前に続き会議を開きます。

通告の 5、伊藤博美議員。

1、令和 7 年度予算について

議席番号 11 番、伊藤博議員。

◆11 番（伊藤博美） 議席番号 11 番、伊藤博美でございます。一昨年 12 月の議会で請願が採択されました。その結果、本年度令和 7 年度予算で社会福祉事業として、補聴器購入の助成が 51 万円計上されております。私もですね。他の自治体で実施されている状況というものは、把握しておりますけれども、計上された 51 万円という金額が、何か中途半端な感じがいたしております。そこで実施に向けての要件を、お伺いしたいなというふうに思います。最初に支給額と、それから補助額の上限というものは、どのくらいに設けているのか、お聞きしたいなと思います。

●議長（佐藤武雄） 佐藤住民福祉課長。

■住民福祉課長（佐藤宏幸） それでは、今ほどの伊藤議員の補聴器購入の関係について、ご説明の方申し上げます。まず今回一応要綱の方を策定しておりまして、その内容について、説明の方させていただければというふうに思います。まず対象者につきましては、町内に住所を有し、現に居住している 65 歳以上の方、対象者本人が町民税非課税であること、聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方、両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満、いわゆる中等度程度の難聴者の方であって、なおかつ医師または認定補聴器技能者による証明書を徴することができる方で、町税等に滞納がない方が対象者となります。補助金の額につきましては、補助額は購入費の 2 分の 1 以内で、3 万円を上限としております。冒頭伊藤議員さんの方から、予算の 51 万円の内容についてと言ったことで、その 51 万円の一応算出根拠といったことについても、ちょっと申し添えたいというふうに思います。予算編成時時点の直近で令和 6 年 10 月現在の 65 歳以上の人口が 3359 人、その内 65 歳以上で、すでに国制度による補聴器補助を利用している方が 19 名、率にして 0.5 パーセントいらっしゃいました。この率を参考に両耳の聴力レベルの方も同程度と推測いたしまして、その 65 歳以上人口の 0.5 パーセントで 17 名。17 名に対して上限 3 万円をかけた数字が 51 万円ということで、今回予算要求の方をさせていただいたところでございます。以上です。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） 今、要項について説明がありましたけれども、分かるところもあるんですよ。ただ 2、3 ですね。これはやはり私としては削ってほしいなと思うところがあります。その最初是非課税世帯というのは、これは一つ要項の中には盛り込んでいただきたくないんですよ。なぜかと言いますと、今までも各自治体にもっていろいろ支給の件につきましては、成立してやってきたところもあるんですが、その非課税世帯にするということによって、それだけでもって躊躇してしまうという方が、様々なそれぞれの自治体でもって、そういう声が聞いております。ですから非課税世帯というのは、まず私は抜いてほしいなというふうに思います。それから年齢が 65 歳以上というふうに限定されております。65 歳以上の高齢者であって、もっと言えば 70 デシベル以上の人というのは、必然的に言えば、耳が遠くなり聞こえにくくなるのが当たり前のことなんです。それでもって今やられているのはですね。これは第 6 級でしたっけ、身障者手帳の交付がされるのが、70 デシベル以上でほとんど聞こえないという方がいられた場合には、身障者手帳を持つことができますということですね。これはまあ、それを身障者手帳を持っている方は除外するというのは、これは当たり前だろうというふうに思います。ただもう一つは、40 から 70 デシベル以下、言ってみれば、30 くらいから 69 デシベルまでの軽度中等度の皆さん方が、非常に年齢層から言っても多いのではないかというふうに思います。この人たちが補聴器を持てるかどうかというのが、一つの私ポイントになっていると思うんですよ。ですから、是非 40 から 70 デシベルの 65 歳以上というふうではなくて、もっと若い層の人たちに向けた制度を作っていただきたいなというふうには思っております。それから 2 分の 1、補聴器の上限 2 分の 1 で最大 3 万円というのは、これは他のいろんな自治体見てきましたけれども、なからこの辺に落ち着いているのかなというふうには見ております。先ほど 19 人の方が高度の方でもっていらっしゃるということでしたけれども、この人たちは医者診断書を使って、そして身障者手帳を持てば、これは可能なわけですね。十分に可能だろうと思いますので、その人たちも含めて絞るのではなくて、もっと幅の広いところに適用できるような形をですね、作ってもらいたいと思いますので、全体として要項の私は半分ぐらいはひとつ、変えていただきたいと思うんですが、検討していただけないでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 佐藤住民福祉課長。

■住民福祉課長（佐藤宏幸） まず対象者本人が町民税非課税といったことにつきましては、今現在、障害者手帳をお持ちの方にあっても、補聴器を購入した場合、一定程度の利用者負担がございます。その関係も踏まえた中でも、バランスをとる中で今回、本人非課税というような結論にいたりました。またこの補聴器の補助金制度につきましては、あくまでも福祉施策といった部分の中で、比較的所得が少ない低所得者向けの施策でもありますので、そういった部分の中で、策定させていただいたということでございますので、ご理解の方をいただければというふうに思います。以上です。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） 福祉政策ということでありました。私は補聴器の関係について言いますと、これは日本が大体福祉政策、福祉カテゴリーを持っていると思うんですよ。ただヨーロッパの方ではそうじゃないですね。医療なんですよ。医療カテゴリーというところから始まって、初めて補償ですとか補助金を出すというふうなことが始まっている。ですから、医療ではなくて福祉カテゴリーとして福祉として持ってきているというのは、日本は珍しいなというふうに思っております。そこでそういうことを申し上げました。さてこれいったんこれはやりますと、今課長の方からはありませんでしたけど、5 年間ぐらいはだいたいのところでも、いったん補助を出した場合には 5 年間ぐらいは据え置いておいて、再交付 5 年後だというふうなことがありますけれども、それは考えていらっしゃるでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 佐藤住民福祉課長。

■住民福祉課長（佐藤宏幸） 申請の回数につきましては、一応 5 年に一度の申請といった部分の中での事務手続きにさせていただければというような要綱になってございます。以上です。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） これも各自治体の中で大体行われているのがいったん交付したら、5 年間は再交付はしないというふうに、5 年後ですよということは実施されておりますのでやっていただきたいと思います。私は今、全国で補聴器補助制度というのは大変各自治体進んできております。昨年末の段階で、375 の自治体が実施をしております。県内におきましては、24 の市町村が実施しておりますし、信濃町と同様に坂城町と原村もこの 4 月から実施するというふうには聞いております。それに合わせるようにして、私、議会の皆さんにも申し上げたいのですが、地方議会というもの、変化してきております。軽度やあるいはまた中等度の皆さんの難聴者を助成するよう国にしっかりと求めていくと。提出されているこの中等度の皆さんにも補助しろということで、国が、国に対して要望している意見書は、10 の府県と全国 333 の地方議会で提出されております。私は今の議会ではありませんが、将来的には当議会としても、やはり国に対して意見書を出して、その採択をですね、この町議会としても採択することを強く求めておきたいなというふうに思います。次に、教育委員会にお伺いいたします。部活動の件についてですが、部活動は土曜、日曜の部活動の地域移行に向けて 23 年度から、この 3 年間を集中的な改革期として、取り組みが強化されてきていると思います。残された期間内はあと 25 年度の来年の 3 月までということなのですが、この残された期間内での移行は可能なのでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 北村教育長。

令和年 7 第 423 回信濃町議会定例会 2 月会議 会議録（3 日目）

■教育長（北村康彦） 部活動の地域移行についてのお尋ねです。文化系の一部の部活動が 2026 年度以降に地域移行となる見通しではありますが、それ以外の部活動につきましては、2025 年度、来年度中に全て地域移行する方法で現在進めております。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） 文化分野ということではよろしいかと思うんですが、そうするとスポーツ分野、これ大きく分けるとスポーツ分野とそれから文化分野だと思うんですね。部活動の地域移行となりますと、スポーツ分野の方は来年の 3 月までには完全に移行することが可能なんだと、こういうことで受け取ってよろしいですか。

●議長（佐藤武雄） 北村教育長。

■教育長（北村康彦） そのような方向で現在進行中でございます。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） 予算の面からお伺いしたいと思いますが、令和 5 年度のときにはですね。部活動指導員設置事業として確か、予算編成されていたと思うんですよ。それが昨年、それから今年の中では、そういう項目がなくなっておりました。どこにあるのかなと思ったんですが、特別支援教育指導員設置事業という項目があって、そのところにわずかにその部活動というのが入っていたんですけども、その中に、その項目の中に部活動に関する予算が含まれているということで、理解してよろしいんでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 外谷場教育次長。

■教育次長（外谷場佳子） それでは補助金の関係ということで、私からお答えをさせていただきます。令和 6 年度まで部活動に関する指導員の補助金が、交付されていたわけですが、そもそもその部活動の指導員は、スキー部の部活動の指導員ということでございます。ですので、来年度中にスキー部も含めて基本的には運動部系は全て、地域クラブ化するというので進んでおりますので、部活動ではなくなります。当初予算ではそういったことから補助金は見込んでいません。以上でございます。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） わかりました。ありがとうございます。そうしますとですね。地域クラブへの移行というものは、一つのただ単なる移行ではなくて、事業として捉えて展開しているというふうに捉えて良いんでしょうか。

令和年 7 第 423 回信濃町議会定例会 2 月会議 会議録（3 日目）

●議長（佐藤武雄） 北村教育長。

■教育長（北村康彦） 事業と申しますか、大きな転換点でございます。ですので、今まで学校の教職員が担っていた子どもたちに対する運動、それから文化系の活動についての指導を、地域が受け皿となって受け持っていくという大きな転換というふうに捉えております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） そうしますと移行に向けたものとして、スポーツ分野、それから文化分野にそれぞれこれは、今度は国の予算が出てくとうふうに捉えればいいんでしょうか。予算的にはそういうふうに捉えればよろしいんですか。

●議長（佐藤武雄） 外谷場教育次長。

■教育次長（外谷場佳子） 一点お間違いのないようにお願いをしたいと思います。地域クラブ化するということは、基本的にはその新たな受け皿となった、あるいは新たに設立をされたクラブが、会計を担うということになりますので、国が面倒を見るとか、県が面倒を見るという前提のもとに成り立っている制度ではないということは、ご理解を頂きたいと思います。以上でございます。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） そうしますと、補助金という分野においても、国の方は全く手はつけないというふうに考えてよろしいんでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 外谷場教育次長。

■教育次長（外谷場佳子） 補助金があるのか、国県の補助金があるのかないのかという、ご質問かと思いますが、現在のところ国県からそれぞれ移行先、あるいは新しくできたクラブに対して、補助、金銭的なものがあるかということになれば、そういう情報はありません。以上でございます。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） そうしますと、これは私の認識が若干違っていたのかなあとは思いますが、クラブそのものに対する補助金ではなくて、指導員に対する何らかの国からの補助金というものは出ないのですか、これは。

令和年 7 第 423 回信濃町議会定例会 2 月会議 会議録（3 日目）

●議長（佐藤武雄） 外谷場教育次長。

■教育次長（外谷場佳子） 今ほど申し上げましたとおり、国県からはそういった補助金があるという情報は、今のところ聞いておりません。以上でございます。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） そうしますと、この移行に当たって、新しくその事業展開、事業展開と言いますか、クラブが移行してやっていく場合の活動をする上での資金というのは、保護者が出すという形が、100 パーセン保護者が出さざるを得ないというふうに見て良いんでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 北村教育長。

■教育長（北村康彦） クラブ活動の地域移行化後の補助というか、保護者負担についてのお尋ねかと思うんですけども、今次長の方から答弁させていただいたように、地域移行後のクラブ等の運営については、それぞれの団体がどのようにするかを、決めていくというふうに承知しております。その中で、指導者への謝礼や移動費等いろんな経費が生じるものについては、相談して決めていくというふうに考えております。しかし信濃町ではこれまで、学びと育ちプロジェクト補助金を交付して、部活動を支援していた経緯があります。ですので、スポーツ振興や文化芸術振興、それから青少年健全育成の観点から、町内で一定の要件を満たし、それで小中学生を受け入れている団体については、引き続き財政支援を行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） そうしますと、そこで一緒になって活動している中で、例えば移動ですとかね、これ運動部の皆さん方や、あるいは文化部の人たちが移動する場合には、車だろうと思うんですよ。車の移動につけて、そういったもののガソリン代だとか、そういうふうなもの、あるいはまた一緒について行ってくれる皆さん方の経費だとか、そういうものについては、その中のクラブの活動の中で話し合って、お互いが出し合って経費として使っていくんだというというふうに理解してよろしいんですね。

●議長（佐藤武雄） 北村教育長。

■教育長（北村康彦） 議員おっしゃるとおりでございます。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

令和年 7 第 423 回信濃町議会定例会 2 月会議 会議録（3 日目）

- ◆11 番（伊藤博美） それでは続いて、給食費の関係について、お伺いいたします。昨年 12 月の会議の中で、教育長は給食費の値上げを考えているということを発言しておりました。値上げ額はどのくらいになるのか、そして値上げによる児童生徒の給食はそれぞれどのくらいになるのか、全体の値上げ額は全体としてどのくらいになるのか、これをお聞きいたします。

●議長（佐藤武雄） 外谷場教育次長。

- 教育次長（外谷場佳子） 数字的なこと、事務的なことでございますので、私からお答えをさせていただきます。12 月会議の折に、値上げはやむを得ないだろうという答弁を教育長の方からさせていただいております。教育委員会といたしましては、2 月 5 日に開催されました学校給食センター運営委員会に、令和 7 年度の給食費につきまして 1 食当たり一律 30 円の値上げを諮問したところでございます。当日委員会において、ご審議を頂きまして、30 円値上げの答申を頂いたところでございます。今後、教育委員会定例会におきまして、最終的に決定になるかと予定をしておりますが、現在のところ 1 食あたり 30 円の引き上げを予定しているところでございます。値上がりした場合の児童生徒 1 人あたりの給食費というご質問でございますが、前期課程の低学年 1 年生から 3 年生につきましては、現在 300 円のところ 330 円。前期課程の高学年 4 年生から 6 年生でございます。現在 315 円を 345 円ということでございます。後期課程、中学生に当たる学年 7 年から 9 年生につきましては、一食あたり 345 円が 375 円ということでは予定をしております。なお 1 人当たりの年間約 200 回給食を食する機会がありますので、30 円かける 200 食ということで、年間 1 人当たり 6000 円の値上がりになるかと思えます。総額につきましては現在約 390 名ほど児童おりますので、243 万円何がしになるかというふうに予定をしております。以上でございます。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

- ◆11 番（伊藤博美） 1 食あたり 30 円の値上げということで、200 日食べて 320 数万円ということではよろしいんですね。今、物価高騰が続いております。私たちどもが行ったアンケートでも、生活が大変だとか、あるいはまた苦しいと、多くの皆さん方から、その内容も含めて寄せられております。こんなときこそですね。町の方は、本来ならばやっぱり補正を組んでですね。全額を補助するというべきではないかなというふうに思っております。取りあえず 1 年間は凍結をして、値上げする額は全額補助するというくらいな、町独自の施策も取っていただきたいなと思えます。財源は 230 数万円ということですから、そうたいして大きな額ではないと思うんですね。これは町長の公約でもあります、子育て支援、あるいはまた給食の無償化へのことがありました。その期待に応えて、喫急の課題として、検討して補正を組むべきではないかと思えますが、町長の見解をお聞きいたします。

令和年 7 第 423 回信濃町議会定例会 2 月会議 会議録（3 日目）

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 給食費の無償化についてでございますけれども、当町の子育て支援政策の全般の中の一つの重要なテーマというふうに考えております。しかしながら、その実施については、大きな財政負担が必要となる、そしてまた財源の問題もあることなどから、現時点において対応することは難しいというふうに考えております。ただその一方で、国において、近々のうちに給食費の無償化が議論されているという話も聞いておりますので、そういった流れもですね。逐一見ながら町としての対応を考えてまいりたいかと思っております。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） 私今、町長、国の方でも始まっているみたいだというふうなことを申しました。確かに自公政権が崩れてからですね。新しい政治プロセスが始まっておりますから、ともすればそういう要求がまた大きくなってきていると、当然のことながら、私も賛成でございます。さて、私、先ほど申ししたのはね。30 円値上げして、全体費と 234 万円ほどですか、ということでした。これはですね。今信濃町の財政力からいってもですね。当然のことから、私 1 年間くらいはこれは町の方でやってですね。補助を出して新たに補正予算を組んで、出してもいいんじゃないのかなというふうに思ったんですよ。それで、まあ今、町長にお聞きしました。町長は、無償化ということで片付けられましたけれども、そうではないんです。230 数万円の助成を、この 1 年間だけに限ってやるべきではないでしょうか。今のこの物価高騰の折りからですね。これはしっかりと町の方で受け止めて、この 1 年間だけ、給食費の値上げをせずに、町民の今の生活の実態に応えるというような形でもってですね。やるべきではないのかと思いますが、再度答弁を求めます。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 給食費につきまして先ほどですね。次長からも答弁がありました通り、給食、学校給食センター運営委員会の中でも議論がなされ、そしてまた今後教育委員会の中でも議論がなされるというステップが、用意されているということです、その流れを尊重したいかと思っております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） 一つの施策を持っていくのは、絶好のチャンスかなと思いました。是非一つやっていただきたいなと思って提案したわけであります。

さて 1 月の 24 日でしたでしょうか。学校の方で、有機食材を使用した給食があったというふうに伺っております。子どもたちがどう受け止めて、どんな感想を持っているの

令和年 7 第 423 回信濃町議会定例会 2 月会議 会議録（3 日目）

か、また今後も続けていく計画があるのか、どうなのかをお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 北村教育長。

■教育長（北村康彦） それでは、有機食材を使った給食についての感想ということですが、有機農産物、主食と肉じゃがのじゃがいもを使用したというふうに伺っていますが、その有機農産物を使用した給食について、ランチレターというお便りがあるんですけど、それに載せるためのアンケートを取ったと、その結果の中で多くの児童、生徒がまた食べてみたいと回答しました。そう思う理由については、おいしいなど味に関することのほか、地球環境や体に優しいからなどの意見がありました。一方、食べたくない理由としては、収穫量が少ないし高額そうだからというような意見も少数ながらございました。今後の計画についてでございますが、食材の確保や材料費の観点から今のところ継続して実施していくという予定はございません。以上です。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） 産業観光課にお伺いしたいと思います。今、教育委員会の方から、子どもたちにとっては大方好評だったということですが、食材の心配や高いんじゃないのかいうふうなことも述べていたということでもございました。産観にお伺いしますが、有機食材を使用した給食を今後の行うかどうかは、教育委員会、あるいは学校の方の関係だと思いますけれども、有機農産物、それに向けて有機農産物の生産が必要ではないかと、しかも量的に、そしてまた多く作られることによって、少なくとも安くなればなという観点から見ますと必要というふうに思いますが、その生産の計画なり、あるいはまたそうした有機農産物の学校への提供という関係からどんなお考えをお持ちでしょうか。お尋ねいたします。

●議長（佐藤武雄） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤巳希夫） 有機農産物の生産について、作付け、生産等あるいは出荷先等、町が全てを主導していくというようなことは難しいことかなというふうには考えています。学校給食につきましては、現在も特別栽培米を使用いただいているというようなこともございますので、生産の方のバランス等も考えながらかなと思います。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） 全体としては、今の産観の課長の答えは、今までとあまり変わっていないなというふうに思いました。有機食材ということで、一般的にも非常に認知を受けてきている食材だと思いますので、信濃町でも積極的な有機農産物の生産と、それから行いながら、取りあえず学校給食に使用するような形を取れば一番いいかなと思います。

ますので、今後この問題については議論を深めていきたいなと思います。

さて、古海地区で行われました排水事業の懇談会というのが、2 回行われたというふうに聞いております。私も古海の方にもちょくちょく行っていますので、いろんな方々から意見をお聞きしてきました。懇談会の中で、住民の皆様方の受け止めですね。どんな考えを持っていたのかをお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 柄澤建設水道課長。

■建設水道課長（柄澤 豊） 古海農業集落排水事業の更新に関する懇談会ということで、古海農業集落排水のエリアの皆さん、それから毛見地区、古海 1 から古海 6 の皆さんにご通知を申し上げ、11 月 26 日と 1 月の 30 日の 2 回にわたりまして開催をさせていただきました。通知世帯は 79 戸あったんですけれども、1 回目が 25 名出席、2 回目は 17 名出席でありました。懇談の内容につきましては、質問の時間も決まっていますので、全て詳細までは説明できませんが、町下水道事業の経営状況、他の自治体における個別処理の実例、古海農集排の財政状況、浄化槽の維持管理費と下水道料金の試算、浄化槽の仕組みと処理能力等の資料を提示しながら説明を申し上げました。また、町の考え方として、建設当時、古海農集エリア内約 130 戸あった個数が 72 戸に減る中で、多額の費用を投資し、再び借金をして集合処理の処理場で更新していくことは現実的ではなく、下水道並みに処理能力のある小型合併浄化槽で更新していくことが望ましい旨と、浄化槽で更新した場合、当時一部地元から負担金を頂いて建設した農集排施設を別の方式に転換して更新するものでありますから、その場合、浄化槽の設置部分については、個人負担ではなく、行政が機能補償を、決定ではありませんけれども、すべきであろう考えも説明をさせていただきました。出席した皆さんのほとんどの方は、高額な集合処理の処理場で更新することは現実的でなく、浄化槽での更新が望ましいという考え方は、理解をしていただきました。区民の皆さんが疑問、それから心配をしていた主な事項として、これも全ては説明できませんけれども、また個人負担をして整備をしなければならないのかという心配がありました。それについては今ほど申し上げました、行政が機能補償の考え方を今考えているということで、浄化槽へ切り替える工事については、個人負担はかからない方向で、考え方をお話しさせていただきました。それから、浄化槽の処理能力と環境悪化を懸念するご意見もありました。これについては、維持管理を適正に行うことで、下水道同等の水質で放流できる旨と今後の課題であります。維持管理協会等適正に維持管理できる組織と制度を整備していきたい旨お答えをいたしました。下水道料金を上げることで農集排を更新することができないかという、こういうご意見もございました。これについては、料金を上げて更新を考えた場合、負担しきれない料金になってしまう旨、説明をさせていただきました。古海の問題だけでなく、町全体の問題でもあるから、他の地区においても議論が必要ではないかというご意見も頂きました。2 回の懇談会を経て、参加いただいた区民の皆様には大きな費用、大きな負担、高い料金に値上げをして農集で更新していくことは現実的ではなく、小型合併浄化槽に方針転換して更新していく手法が望ましい旨はご理解いただいたことと、今後町の下水道

令和年 7 第 423 回信濃町議会定例会 2 月会議 会議録（3 日目）

審議会を開いて、懇談会の内容を含め、ご審議ご意見を頂き、町としての方針を打ち出した後、もう一度古海の皆様にその方向性を周知していくということで、ご理解を頂いたところでございます。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） 私も話した中で、一番心配したのが、やはり個人負担ということで。これによってそういうふうな工事がやると、また個人が負担しなきゃいけないのかなという話もありました。私は存じません。そういうことは内容は知りませんので、どうなるんかね、よく聞いたらいいんじゃないですかとしか話してませんでした。ただ古海の皆さんの素朴なあれなんですね。昔は 125 戸くらいあったと思うんですよ。古海という集落も、今は 70 幾つというふうに聞いていますけれども、みんな出て行ってしまって、古びたところにタングラムという、その巨大な資本が入って、それによってあそこを通る車が増え、また近代的にいろんな人が、来てくれるようになったんだと大変喜んでいて、それのときにその下水の関係が入ったということで、いやあおらちの村も、しっかりと近代化してきたなといううれしいかぎりだったんだけど、ここへ来てそういうふうになっちゃうということは、非常に残念だなという気持ちの人たちがおりました。決してこれ反対ではないと思うんですよ。反対ではないんだけど、気持ちの上で何かその落ち込んでしまうのかなということを感じてまいりました。一つ、これからのまたお話しすると思うんですが、しっかりと住民の皆さんに、理解してもらえよう、丁寧な説明をやっていただきたいということを求めて、私の質問を終わりたいします。

●議長（佐藤武雄） 以上で、伊藤博美議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思います。これにご異議ございませんか。（異議なしの声あり）ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。念のため申し上げます。明日 20 日の本会議一般質問は午前 9 時 45 分からの開会となりますので、時間までにご出席ください。ご苦労様でした。

（終了 午後 3 時 27 分）